

平成30年度しずおか中部連携中枢都市圏事業 テレワーカー育成業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

静岡市では、急速な人口減少、少子高齢化が進行する中であっても、静岡県中部地域に位置する島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町と共に「しずおか中部連携中枢都市圏」を形成し、県中部5市2町の一体的な発展を目指し、具体的な取組を示したビジョンを策定し、連携事業に取り組んでいます。

そこで、場所や環境の制約を受けずに、主体的に仕事をする多様な個人を増やし、また、静岡県中部地域が共同で取り組むことにより、単独地域で行うよりもテレワーカー拡大効果を上げることを目的として、インターネットを利用して、圏域の誰もが自営型テレワーカーに必要な基礎知識を習得する環境を整備する「テレワーカー育成業務」について、企画提案（プロポーザル方式）により事業者を選定します。

2 委託業務

(1) 業務名

平成30年度企企委第6号 しずおか中部連携中枢都市圏事業 テレワーカー育成業務

(2) 業務内容

業務内容は以下のとおりです。詳細は、「しずおか中部連携中枢都市圏事業 テレワーカー育成業務プロポーザル実施仕様書」（以下、「仕様書」という。）を確認してください。

ア 構築業務

- (ア) eラーニングシステムの開発
- (イ) 動画コンテンツの開発
- (ウ) その他サイト構築に必要な業務

イ 運用保守業務

- (ア) 運用（サイト更新作業等）
- (イ) 保守（障害対応、バックアップ等）
- (ウ) その他運用保守に必要な業務

ウ 広報啓発プロモーション業務

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

(4) 委託料

6,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限額とします。

(5) 支払い方法

業務完了後の一括払い

3 企画提案に参加するにあたり必要な資格

この企画提案に参加するには、次の要件を全て満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による指名停止措置の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生又は破産等の手続を行っていない者であること。
- (4) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第6条第2項に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 下記の事業実績をすべて有すること。
 - ア 個人を対象とした自営型テレワーク推進事業の受託実績
 - イ eラーニングによるコンテンツ開発および人材育成事業の実績
 - ウ 女性活躍、男女共同参画、働き方改革に関わる受託実績
- (6) 仕様書に合致したテレワーカー育成業務を確実に実施できる者であること。

4 選定スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付	平成30年6月27日（水）17時まで	質問書【様式5】に記載の上、電子メールで提出してください。電話・ファックス等での質疑応答は行いませんので御注意ください。
質問に対する回答	平成30年7月4日（水）17時まで	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開します。 <u>[重要] 企画提案書を提出する前に、必ず質問に対する回答を確認してください。</u>
企画提案書（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む。）提出	平成30年7月20日（金）17時まで 土日及び祝祭日を除く9時～12時及び13時～17時	郵送又は持参してください。 提出場所：静岡市企画局企画課 （静岡市役所 静岡庁舎 新館9階）
書類選考（1次選考）	平成30年7月23日（月）から	書類選考により3者程度を選定

	平成30年7月27日（金）まで	します。応募者が少ない場合は書類選考を行いません。
書類選考（1次選考） 選定結果通知	平成30年7月31日（火）	書類選考で選定した業者には、プレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を通知します。
プレゼンテーション （2次選考）	平成30年8月8日（水）	
最終選定結果の通知	平成30年8月20日（月）以降	プレゼンテーション（2次選考）の参加者すべてに通知します。

※ 選定結果等についての問合せには応じられませんので御了承ください。

※ 最終選定結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続を開始します。

5 提出書類等

(1) プロポーザル参加申請書【様式1】（1部）

(2) 会社概要書【様式2】（1部）

(3) 開発実績報告書【様式3】（1部）

(4) 暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書【様式4】（1部）

(5) 商業登記簿謄本（1部） ※コピー可

(6) 貸借対照表、損益計算書（直近1年度分）（1部） ※コピー可

(7) 納税証明書（1部） ※コピー可

※ 国税：その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用

※ 市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

(8) 企画提案書（紙媒体10部、電子媒体1部）

(9) 見積書【平成30年度の構築、運用及び広報啓発に係るもの】（1部）

※ 税込（税率は8%）、内訳明細書を添付、代表者印を押印すること。

※ 6,000,000円（税込）を超えないこと。

(10) 見積書【平成31年度以降の運用及び広報啓発に係るもの】（1部）

※ 税込（税率は8%）、内訳明細書を添付、代表者印を押印すること。

※ システム運用経費は年額2,000,000円（税込）を超えないこと。

※ 広報啓発は提案内容に係る経費を明示すること。

6 企画提案書について

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成してください。

(1) 書式等

ア 用紙サイズはA4判を基本とし、縦横どちらでも構いません。

イ 企画提案書は紙媒体10部（正本1部及び副本9部）及び電子媒体（CD-R）1部を提出してください。

ウ 電子媒体に納めるファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel、PDF形式又はオープンドキュメントフォーマットとしてください。

エ 提案書のページ数制限はありませんが、20分で説明できる内容としてください。

オ 散逸しないような形で綴ってください。

(2) 記載項目

ア 全体構成

イ eラーニングシステムについて

ウ 動画コンテンツの内容について

エ 広報啓発プロモーション手法について

オ 受講者のフォローについて

カ 独自提案について

キ 開発体制とスケジュールについて

ク セキュリティ対策について

ケ 運用保守について

コ 開発実績について

サ その他（上記以外のもの）

なお、提案に当たり、次の事項に留意してください。

(ア) 上記「カ 独自提案」は、5（9）及び（10）の見積書に記載した金額の増額は不可能であることを了承の上、提案してください。

(イ) 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載してください。

7 書類選考（1次選考）について

(1) 実施方法等

ア 提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、3者程度を選定します。

イ 企画提案審査基準（別紙1）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により選定します。

ウ 応募者が少ない場合は、書類選考を行いません。

(2) 書類選考結果の通知

全ての業者に選考結果を通知します。

8 プレゼンテーション（2次選考）について

(1) 実施方法等

ア プレゼンテーションにおける時間配分の目安は、次のとおりです。

(ア) 準備：5分

(イ) 説明：20分

(ウ) 質疑応答：10分

イ プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行ってください。

ウ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とします。

エ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。

オ プロジェクタ、スクリーン等は事務局で用意します。

カ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。

(2) 評価者

本市が設置する選定委員会における審査員が評価者となります。

(3) 企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙1）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得たものを本委託業務の選定業者とします。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (5) その他この書面に示された条件に適合しない場合

10 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却いたしません。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とします。

11 事務局（問い合わせ先）

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 新館9階）

静岡市企画局企画課 担当者：長島

電話 054-221-1287

メール kikaku@city.shizuoka.lg.jp